

令和5年度農業研修生海外派遣事業概要

1. 事業の目的

海外農業先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に実施する。

2. 開始時期 昭和27年

3. 実施主体 公益社団法人 国際農業者交流協会

4. 研修コース、研修機関、受入機関

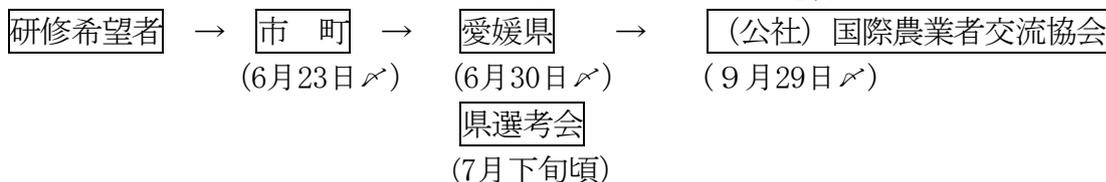
研修コース	研修期間	受入機関	募集人員
アメリカ	約18ヶ月	ビッグ・ベンド・コミュニティ大学財団	50名
オーストラリア	約12ヶ月	オーストラリア農業交流協会	10名
ヨーロッパ	3ヶ月～12ヶ月	デンマーク農民連盟	2名
		ドイツ農民連盟	3名
	約12ヶ月	スイス農民連盟	8名
	3ヶ月～12ヶ月	オランダ農業交流協会	10名
各国受入機関		若干名	
※その他の国々			

※その他の国々はカナダ、アイルランド、フランス、ニュージーランド等

※研修期間は現地の事情により変更になることがある。

5. 手続き

(1) アメリカ及びオーストラリア（愛媛県による推薦応募のスケジュール）



(2) ヨーロッパ及びその他の国々（愛媛県による推薦はありません。）

応募者が各自協会へ直接申込み、協会との面談により決定する（実施要領参照）。

6. 応募者の資格(アメリカ及びオーストラリア)

- (1) 日本国籍を持ち、独身であること。
- (2) 心身ともに健全であること。現在治療中の者は医師の診断書によって判断する。
- (3) 明確な研修目的と外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。
- (4) 海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があるまたは、渡航までに十分な農業経験を積むことができること。
- (5) 渡航までに普通自動車運転免許を取得していること。
※AT限定の者は渡航までの解除しておくこと。
- (6) 犯罪歴がないこと。
- (7) 高等学校卒業または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があること。
- (8) ワーキングホリデービザの発給条件を満たすこと。（オーストラリアのみ）

(注) EU及びその他の国々は実施要領を参照